

岩手県告示第95号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、有限会社メイプル不動産センター（代表取締役 小山 丈彦）の監督処分を行うため、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成25年2月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 平成25年2月22日午前10時から
- 2 場所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁8階 県土整備部8L会議室